

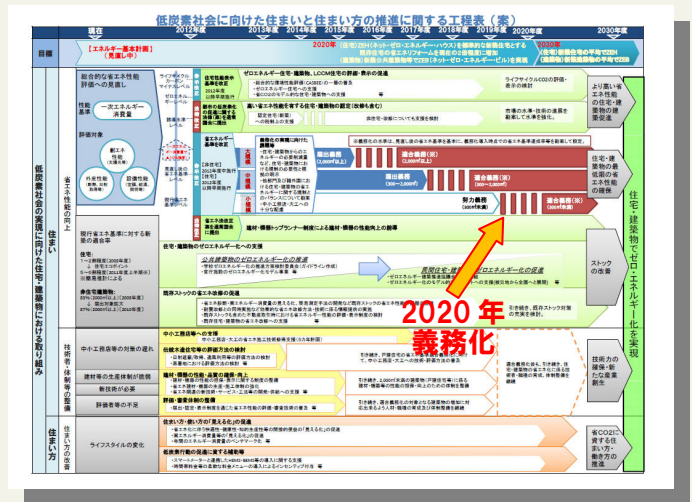
## 第18回 法律が建築から自由を奪う日

# 改正省エネ法の義務化で伝統的構法の家はどうなるのか？

昨年の 3.11 原発事故は、日本のエネルギー政策の歪みや矛盾を顕在化させてしまった。未だに利害関係者の綱引きが続けられ、その解決の方策は見出しきれていない。そういった中で、限りあるエネルギー消費を減らす方策に対しては諸手をあげて賛意が表明されている。再生可能エネルギー利用と省エネが解決の方策であるかのような空気も感じられる。建築における省エネは、建築内外で使われる熱源機器の効率やその熱損失の制御によりエネルギーの必要量を減らしていくことが目標とされ、単純には建築の断熱性能を高めることが求められる。

現在、国土交通省では次世代省エネ基準を 300 m<sup>2</sup>以下の建築(住宅規模)にも 2020 年から“義務化”する法整備を進めており、そのことに対するパブリックコメント(6/11 締切)を求めている。この基準に照らせば、分厚い断熱材で覆われることが要求され、伝統的構法の家を実現することは実質的に困難となる。改正省エネ法の目的は、地球温暖化対策や低炭素社会に向けての技術革新、新築に限らず既存建物の断熱化による経済刺激策など網羅的で焦点が曖昧である。技術革新やその向上はものづくりの目標としては理解できても、法律そのものの効果が国民に義務化を迫り、建築の自由度を拘束するほどのものであるのかどうか、はなはだ疑問な点が多い。はたして、この規制は国民の幸せにつながる事になるのだろうか。

そこで今回、改正省エネ法の義務化は伝統的構法にとってどういった問題が生じ、建築技術への制限ばかりでなく、日本の建築文化や日本人の生活感をも壊しかねない法律制定の裏を熊本で伝統的構法の家づくりを実践している古川さんに解き明かしてもらい、論点整理を試みたい。



【日 時】平成 24 年 6月2日(土) 13:30~16:30 (開場 13:00)

【会 場】東京芸術大学美術学部 中央棟 2 階第 3 講義室 (台東区上野公園 12-8)

【講 師】古川 保 氏 すまい塾 古川設計室 (有) 代表

【定 員】80 名 (申込順、定員になり次第締切)

【参加費】2,000 円

【申込・問合せ】これ木連事務局

(NPO 日本民家再生協会内 担当: 金井)

TEL: 03-5216-3541 FAX: 03-5216-3542

Eメール: koremoku@e-mail.jp

【締 切】5 月 31 日 (木)

参加者 1 名ごとに、氏名、所属、電話、  
ファクス、メールアドレスを明記のこと。

【主 催】これからの木造住宅を考える連絡会

財団法人住宅産業研修財団 優良工務店の会  
職人がつくる木の家ネット  
NPO 伝統木構造の会  
一般社団法人 日本曳家協会  
NPO 日本民家再生協会  
NPO 緑の列島ネットワーク



【交通】JR 上野駅(公園口)徒歩 10 分、  
東京メトロ千代田線根津駅徒歩 10 分

## ■講師プロフィール

### 古川 保氏 (すまい塾 古川設計室(有)代表)



'47年 佐賀県生まれ。'71年 熊本大学工学部土木工学科卒。  
'92年 すまい塾 古川設計室(有)設立。現在、熊本県立大学住環境学非常勤講師。

2005年 真の日本の住まい住宅コンペ 林野庁長官賞、'06年 第2回木の建築フォーラム「木の建築賞」、'09年 熊本県木材利用施設コンクール(有馬邸)、環境省水俣市環境共生型住宅コンペ最優秀賞(実施設計)、'10年 第6回木の建築賞特別賞(木の建築フォーラム)、第15回熊本アートポリス推進賞(山中邸)、ほか多数受賞。

建築ジャーナルへ「古川保のこんなものいらない」を連載中。

## 申し込み

(メール申し込みの場合は下記内容を koremoku@e-mail.jp まで)

### ◆連続講座「伝統構法を考える勉強会」

第18回 法律が建築から自由を奪う日

改正省エネ法の義務化で伝統的構法の家はどうなるのか? に参加します。

①	氏名:		会社:		所属する 団体等:	
	連絡先 TEL:		連絡先 FAX:		連絡先 Eメール:	
②	氏名:		会社:		所属する 団体等:	
	連絡先 TEL:		連絡先 FAX:		連絡先 Eメール:	
③	氏名:		会社:		所属する 団体等:	
	連絡先 TEL:		連絡先 FAX:		連絡先 Eメール:	

**FAX 03-5216-3542**